

## 幕別町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、新婚世帯の新生活に係る住宅費用、住宅のリフォーム費用及び引越費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、婚姻に伴う経済的負担の軽減を図り、もって少子化対策を推進することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出した、又は受理された世帯をいう。
- (2) 住宅費用 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に新婚世帯が町内で住宅を購入又は賃借する際に要した費用のうち、住宅の購入費又は賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けている場合にあってはその全額、賃料について勤務先から住宅手当が支給されている場合にあっては住宅手当分に相当する額を除く。
- (3) 引越費用 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に新婚世帯が町内に引越しをする際に要した費用であって、引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。
- (4) 住宅のリフォーム費用 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に新婚世帯が婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用並びにエアコン、洗濯機等の家電購入及び設置に係る費用については、対象外とする。
- (5) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体により、学生の修学及び生活のために貸与された資金をいう。

(補助対象世帯)

**第3条** 補助金の交付を受けることができる世帯は、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 新婚世帯のうち、次に掲げる事項のいずれにも該当する世帯
  - ア 夫婦ともに婚姻日（婚姻届を提出した、又は受理された日をいう。以下同じ。）における年齢が39歳以下であること。
  - イ 世帯の所得（夫婦に係る令和7年分の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第30号の合計所得金額を合算した金額。以下同じ。）が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金の返済がある場合は世帯の所得からその返済した額を控除した金額とし、夫婦の所得を算出した金額が500万円未満であること。
  - ウ 補助金の申請の日において、夫婦の双方又は一方の住所が補助金の対象となる費用に係わる住宅の所在地になっていること。
  - エ 夫婦のいずれもが過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがないこと。
  - オ 夫婦のいずれもが市町村に納めるべき税等を滞納していないこと。
- (2) 夫婦ともに次に掲げるいずれかを実施していること。
  - ア ライフデザイン支援講座の受講
  - イ プレコンセプションケアに関する講座の受講
  - ウ 医療機関等への妊娠・出産に関する相談
  - エ 共家事・子育て講座の受講
- (3) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、この要綱に基づく補助金を受給した世帯で、当該補助金が30万円に達しなかった世帯。ただし、夫婦ともに29歳以下の場合にあっては、60万円に達しなかった世帯

(補助金の対象及び金額等)

**第4条** 補助金の対象経費は、婚姻日以後申請時までに出支した住宅費用、住宅リフォーム費用及び引越費用を合わせた額（消費税を含む）とし、1世帯当たり30万円を上限とする。ただし、婚姻日現在において、夫婦ともに29歳以下の場合にあっては、60万円を上限とする。

2 前条第2号に規定する世帯の場合は、上限額から既に受給済の額を差し引いて得た額を限度とする。

3 前2項の補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請及び交付決定)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、幕別町結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、申請者において該当のないものに係る書類又は町の公簿等により必要事項を確認できる書類については添付を要しない。

(1) 同意書(様式第2号)

(2) 誓約書(様式第3号)

(3) 戸籍謄本又は婚姻証明書など婚姻日が分かる書類

(4) 夫婦それぞれの所得証明書

(5) 住宅の売買契約書又は請負契約書

(6) 住宅の賃貸借契約書

(7) 住宅費用、住宅のリフォーム費用又は引越費用の支出を証明できる領収書等の写し

(8) 住宅手当支給証明書(様式第4号)

(9) 貸与型奨学金の返還額が分かる書類

(10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、幕別町結婚新生活支援事業補助金(交付・不交付)決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

**第6条** 前条第2項により補助の決定の通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、前条第2項の通知を受けた場合は、速やかに幕別町結婚新生活支援事業補助金交付請求書(様式第6号。以下「請求書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、補助対象者から請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

**第7条** 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

(3) この要綱に違反する行為があったとき。

(4) その他町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

(補助金の返還)

**第8条** 補助対象者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(報告等)

**第9条** 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出(以下「報告等」という。)を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(委任)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第5条の規定による補助金の交付決定を受けた者については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則(令和2年3月30日要綱基準等第6号)

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。ただし、第2条及び第3条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日要綱基準等第6号)

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。ただし、第2条及び第3条の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**（令和4年3月31日要綱基準等第18号）

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。ただし、第1条から第5条まで及び様式第1号の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則**（令和5年3月31日要綱基準等第12号）

この要綱は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第5条まで及び様式第1号の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則**（令和6年3月29日要綱基準等第14号）

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。ただし、第2条及び第3条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

**附 則**（令和7年3月31日要綱基準等第24号）

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。ただし、第2条及び第3条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

**附 則**（令和8年3月 日要綱基準等第 号）

この要綱は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。



様式第 1 号 (第 5 条関係)  
 様式第 1 号 (第 5 条関係)

年 月 日

幕別町結婚新生活支援事業補助金交付申請書

幕別町長 様

申請者 住 所  
 氏 名 印  
 電話番号

幕別町結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

婚姻日	年 月 日	
住宅費用 (購入または リフォーム費用)	契約年月日	年 月 日
	支払金額 (A)	円
住宅費用 (賃借)	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	賃料支払総額 (B)	円
	住宅手当総額 (C)	円
	敷金・礼金・共益費・ 仲介手数料・その他 ( ) (D)	円
	実質賃料負担額 (E) (B) - (C) + (D)	円
引越費用	支払年月日	年 月 日
	支払金額 (F)	円
合計(A + E + F)	円	
補助金交付申請額	円	



## 同意書

年 月 日

幕別町長 様

申請者 住 所  
氏 名 印  
生年月日

幕別町結婚新生活支援事業補助金の交付を申請するにあたり、幕別町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第3条に定める補助対象者の資格要件を確認するため、世帯全員の住民基本台帳、所得状況及び納税状況など必要な確認を町職員が行うことに同意します。

様式第3号（第5条関係）  
様式第3号（第5条関係）

## 誓約書

幕別町長 様

住 所  
氏 名 印

私は、幕別町結婚新生活支援事業補助金の交付を申請するに当たり、幕別町結婚新生活支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条に定める補助対象者の要件を満たしていることを誓約します。

また、町長が要綱の規定に違反すると認める場合は、幕別町結婚新生活支援事業補助金の交付決定の取り消しに同意するとともに、既に交付を受けた幕別町結婚新生活支援事業補助金を返還することを誓約します。

年 月 日

幕別町長 様

給与等の支払者  
所在地  
名 称  
氏 名  
電話番号

印

住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当支給状況

(1) 支給している。

(2) 支給していない。

〔 年 月現在 〕  
住宅手当 月額 円

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当支給状況については、(1)、(2)のいずれかに○印をつけてください。
- 3 住宅手当を支給している場合は、直近の住宅手当月額を記入してください。
- 4 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

第 号指令  
年 月 日

（申請者）

住 所

氏 名

様

幕別町長

印

幕別町結婚新生活支援事業補助金（交付・不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった幕別町結婚新生活支援事業補助金について、次のとおり（交付・不交付）決定したので、通知します。

（交付の場合）

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 速やかに幕別町結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第6号）を提出してください。

（不交付の場合）

- 1 不交付の理由

年 月 日

幕別町結婚新生活支援事業補助金交付請求書

幕別町長 様

請求者 住 所  
氏 名  
電話番号

印

年 月 日付け 第 号指令で交付決定のあった、幕別町結婚  
新生活支援事業補助金について、次のとおり請求します。

記

1 補助金額 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
預金種別	普通 ・ その他 ( )		
口座番号			
口座名義	(フリガナ) -----		

※口座名義については必ず請求者氏名と一致すること。